

堺市立新金岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

【いじめ防止条例推進法第2条より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである」という認識を持ち、最重要課題の一つとして対応する。

- (1) いじめは重大な人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。
- (3) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (4) いじめた子どもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (6) 簡単に「けんか」や「ふざけあい」と判断せず、背景にある事情を丁寧に調査を行い、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、SCやSSW等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、いじめの早期発見、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障がいなどに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口（電話教育相談、子どもの人権110番など）の周知徹底を行う。
- (7) 配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する指導等を行う。

※配慮が必要な児童とは

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

・性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童

- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) いじめ防止授業を通し、教員・児童共にいじめ認知の適切な理解といじめへの意識を高める
- (10) 一人ひとりを大切にしたい授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、学校はいじめを隠したり軽視したりすることなく、全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。（例：いじめ対応チェックリスト等）
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。（例：アンケート調査、個別懇談等）
- (3) 子どもの行動を注視する。（例：授業や遊放時等における行動観察）
- (4) 保護者と情報を共有する。（例：電話、家庭訪問、PTAの会議等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等）
- (6) 教職員相互が児童の情報を交換する。（例：授業交換、生徒指導委員会等）

【学校生活のアンケート調査の実施】

5月、10月、2月の計3回、学校生活のアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、学校生活のアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

【いじめ相談窓口】

・堺市立新金岡小学校

072-252-1723

・電話教育相談 ころろホーン

072-270-5561（24時間対応）

・ソフィア教育相談

072-270-8121（火～土 午前9時～午後5時30分）

・ふれあい教育相談

072-245-2527（火～土 午前9時～午後5時30分）

・学校教育部生徒指導課

072-340-3478（月～金 午前9時～午後5時30分）

・いじめ不登校対策支援室相談窓口

072-340-0201（月～金 午前9時～午後5時30分）

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

- (4) いじめは単に謝罪をもって解消とせず、行為が止んでいる期間等の要件もふまえる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6 「学校いじめ防止等対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任等を構成員とし、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は「学校いじめ防止等対策委員会」に直ちに報告し、組織的な対応に積極的につなげる。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの有無やその状況など事実関係を明確にする。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し共有する。児童生徒の進学・進級や転学については、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を加えて対応する。

また、いじめ問題への対応として、「いじめ防止」をテーマにした校内研修を実施する。

7 重大事態の対処について

【いじめ防止対策推進法第28条第1項より】

「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」を意味する。

「重大事態」が起こった場合、「学校いじめ防止等対策委員会」を中心として速やかに事実確認を進めるとともに、その調査結果等について教育委員会に迅速に報告し、関係機関と連携して対応する。また、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。対応する際は、他のいじめへの対応と同様に組織として対応し、被害児童の保護・支援を最優先に行う。

児童または保護者から申し立てがあった場合は、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

8 ネット上のトラブル対応について

SNS を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、スマホ安全教室を実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこ

れらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

9 いじめの解消について

謝罪を持って解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを「いじめが解消している状態」とする。

- (1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- (2) 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

10 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
(観衆への対応)
- (6) いじめ防止等の取組について学校評価（学力向上プラン）の項目に位置付けること。
- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (8) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

1 1. 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止等に関する取組
4	入学式 始業式 1年生対面式 避難訓練 授業参観・懇談会 家庭訪問	・職員研修にていじめ防止基本方針について周知する。 ・朝会など、さまざまな場面で学校に居場所があると感じられるようにする。 ・懇談会や家庭訪問にて児童の様子を聞き取る。
5	スポーツテスト 体育大会	・体育大会にて成功体験を積み、自己有用感を育む。 ・高学年児童は体育大会の係の仕事に取り組むことで、他者の役に立っていると実感し、自己信頼感を育む。 ・学校生活のアンケートで、困っていることや不安なことなどの子どもの心を汲み取り、適切な援助希求を促す。
6	学校水泳 緊急時集団下校訓練	・職員研修にて「いじめ防止チェックシートを活用」について周知する。
7	非行防止教室 個人懇談会 小中一斉登校指導 大掃除 終業式 夏季休業	・個人懇談会にて児童の様子を聞き取る。 ・小中一斉登校指導や非行防止教室にて、「自分たちの周りには助けてくれる人がいる」と安心感を育む。 ・夏季休業中にいじめ防止に関わる職員研修を行うとともに、いじめ防止授業の計画立案をする。
8	夏まつり（地域） 始業式 校内作品展	・始業式にて夏休み中に困ったことがあれば相談するよう声をかけ、「困った、助けて」と言える雰囲気を作る。
9	避難訓練 授業参観・懇談会 校外学習・社会見学（～11月）	・校外学習や社会見学のグループ活動にて、仲間づくりに取り組む。
10	臨海学校 連運を励ます会 連合運動会 キャップハンディ体験学習 交通安全教室 緊急時集団下校訓練	・臨海学校や連合運動会等の行事を通して、仲間づくりに取り組む。 ・キャップハンディ体験を通して、多様性の理解に努める。 ・学校生活のアンケートで、困っていることや不安なことなどの子どもの心を汲み取り、適切な援助希求を促す。
11	日曜参観 連音を励ます会 連合音楽会 修学旅行 にんげん学習交流会	・修学旅行にて共感的な人間関係を育成する。 ・にんげん学習交流会にて、人権について学ぶ。 ・情報モラル教室を開催する。

1 2	かけ足記録会 もちつき大会（地域） 個人懇談会 終業式 冬季休業	・走りきる達成感や自己実現の経験を積む。
1	始業式 避難訓練	・始業式にて夏休み中に困ったことがあれば相談するように声をかけ、「困った、助けて」と言える雰囲気築く。
2	入学説明会 クラブ見学 しんかなお礼の会 音楽発表会 授業参観・懇談会 お別れ遠足	・学校生活のアンケートで、困っていることや不安なことなどの子どもの心を汲み取り、適切な援助希求を促す。 ・クラブ見学や音楽発表会を、上級生が成長した場を下級生に見せる場として捉え、自らの成長を実感するよう促す。
3	6年生を送る会 卒業式 修了式	
年間を通して		委員会活動、なかよし交流会（異年齢交流）等にて自己信頼感を育む。 クラブ活動にて、異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立て、運営することを通して、個性の伸長を図る。 各教科学習、特別活動、特別の教科 道徳等にて「安全で安心な学級づくり」とめざす。